

日立市公園里親制度について

日立市では公園里親制度を導入しています。

この制度は、ある一定規模の公園を「子ども」に見立て、市民・事業者のみなさまにこれらの施設の「里親」になってもらい、市民のみなさんのお力を借りて、いつでも、どこでも美しいまちづくりのため、市と協力して草刈りや清掃などの美化活動をはじめ、公園の自主運営を含めて行っていただくものです。

今までの公園を守る会制度とどこが違うのですか。

今までの公園を守る会は、月一回の清掃など単発的な無償ボランティアによるものでしたが、公園の里親制度は市と有償ボランティアの協定を交わして、清掃活動以外のパトロールや点検、公園活用イベント等の運営面も含めた地域活動を、里親になったグループへお願いする制度です。

活動回数・期間の制限はあるのですか。

活動回数は、原則年間5回の草刈り等、協定で交わした活動をお願いします。また、協定については3年更新となっています。公園の里親になっていただいたグループへは、協定した活動の内容に応じて活動を支援するための助成金をお支払いします。

どこでも活動できるのですか。

市が管理する公園、緑地(概ね2,000㎡以上)が対象です。1ha以上の大規模公園の場合はその中の一部敷地でも対象としますし、2,000㎡未満の公園を数ヶ所まとめても可とします。なお、市道については、道路管理課の「道路里親制度」をご活用願います。

誰でも活動できるのですか。

誰でも公園の里親になることができますが、おおむね5人以上の団体(各種団体・市内の事業所でも可能です。)での活動をお願いします。自治会、子ども会等団体の制約はありません。ただし、地域外の方の公園里親活動も可としますので、町内会等の組織で対応困難な場合は、運営委員会等を結成していただいても結構です。

複数の団体でも活動できますか。

二つ以上の団体が協力していただいても結構です。学区のコミュニティがある場合は、連携した活動をお願いしてみてください。

